

定 款

(令和6年7月23日改正)

株式会社トワライズ

株 式 会 社 ト ワ ラ イ ズ 定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商号)

当会社は株式会社トワライズと称し、英文では TOWARISE CORPORATION と表示する

第 2 条 (目的)

当会社は次の事業を営むことを目的とする

- (1) クレジットカードに関する業務
- (2) 信用購入あっせん業務
- (3) 信用調査業務
- (4) 金銭貸付並びに信用保証業務
- (5) 自動車、事務用機器、情報機器等のリース及びリースの代行業務
- (6) 有価証券の保有・売買及び運用に関する業務
- (7) 商品券の発行・販売に関する業務
- (8) 代金前払方式の情報記憶磁気カードの発行・販売に関する業務
- (9) 各種物品並びに専売品の販売業
- (10) 古物売買業
- (11) ソフトウェア・コンピューター・通信ネットワーク等の供給並びに総合情報処理サービス業務
- (12) 集金代行業
- (13) 各種債権の売買及びファクタリング業務
- (14) 動産及び不動産の賃貸借業務
- (15) 給与前払いサービス事業の企画・運営・販売
- (16) 前各号に附帯関連する一切の事業

第 3 条 (本店の所在地)

当会社は本店を米子市に置く

第 4 条 (公告方法)

当会社の公告は、電子公告により行う

- (2) 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、鳥取市において発行する日本海新聞に掲載する方法により行う

第 2 章 株 式

第 5 条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、4,032,080 株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする

普通株式 4,032,000 株

C種優先株式 80 株

第6条（自己の株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる

第7条（単元株式数）

当社の単元株式数は、次のとおりとする

普通株式 100 株

C種優先株式 1 株

第8条（単元未満株式についての権利）

当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有することができない

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第9条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く

- (2) 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める
- (3) 当社の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない

第10条（株式取扱規則）

当社の株式に関する取扱い及びその手数料は、法令及び本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による

第3章 優先株式

第11条（優先配当金）

当社は、2009年8月1日以降の事業年度末日を基準日とする剰余金の配当をするときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という）又は優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という）に対し、普通株式を有する株主

（以下「普通株主」という）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という）に先立ち、優先株式1株あたり払込金額に、それぞれの事業年度ごとに本条2項に定める年率（以下「配当年率」という）を乗じて算出した額（但し、当該剰余金の配当にかかる基準日の属する事業年度中の日を基準日として優先株主又は優先登録株式質権者に対して既に剰余金の配当をしているときは、優先株

式1株につき行ったかかる剰余金配当の額を控除した額（但し、ゼロを下回る場合はゼロ）の配当金（以下「優先配当金」という）を支払う

(2) 配当年率は、各事業年度について、下記算式により計算される年率とする

・2009年から2013年までに開始する事業年度における配当年率

＝日本円TIBOR（6ヶ月もの）＋0.50%

・2014年から2018年までに開始する事業年度における配当年率

＝日本円TIBOR（6ヶ月もの）＋1.00%

・2019年以降に開始する事業年度における配当年率

＝日本円TIBOR（6ヶ月もの）＋1.50%

配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する

なお、日本円TIBOR（6ヶ月もの）は、当該優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める方法により計算するものとする

(3) ある事業年度において優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が当該事業年度にかかる優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない

(4) 優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金を配当しない

(5) 当社は第58条に定める中間配当を行うときは、毎年1月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、本条1項に定める配当金の2分の1に相当する額の中間配当を支払う

第12条（残余財産の分配）

当社は、残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う

・C種優先株式1株につき、その1株当たりの払込金額相当額を踏まえて、優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める額

(2) 優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、前項のほか残余財産の分配を行わない

第13条（議決権）

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない

第14条（譲渡制限）

C種優先株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する

第15条（株式の併合又は分割、募集株式の割当て等）

当社は、法令に定める場合を除き、優先株式について株式の分割又は併合を行わない

(2) 当社は、優先株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利、又は募集新株予約権

の割当てを受ける権利を与えない

(3) 当会社は、優先株主に対し、株式無償割当て、又は新株予約権無償割当てを行わない

第 16 条（金銭を対価とする取得請求権）

優先株主は、優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって別に定める優先株式の取得を請求することができる期間（以下「取得請求期間」という）中、当会社に対して、自己の有する優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該優先株式 1 株につき、その払込金額相当額を踏まえて優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める算定方法に従って算出される額の金銭を交付することを請求することができる

第 17 条（取得条項）

当会社は、優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって別に定める日が到来したときは、当該優先株式の全部又は一部を取得することができる

この場合、当会社は、当該優先株式を取得するのと引換えに、当該優先株式 1 株につき、その払込金額相当額を踏まえて優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める算定方法に従って算出される額の金銭を交付する

(2) 前項に基づき、優先株式の一部を取得するときは、比例按分又はその他当会社の取締役会が定める合理的かつ公平な方法により行う

第 18 条（普通株式を対価とする取得請求権）

優先株主は、優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって別に定める取得請求期間中、当会社に対して、自己の有する優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該優先株式 1 株につき、その払込金額相当額並びに当会社の純資産額及び発行済普通株式総数を踏まえて優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める算定方法に従って算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる

第 19 条（一斉取得）

当会社は、取得請求期間の末日までに当会社に取得されない優先株式の全部を、取得請求期間の末日の翌日をもって取得する

この場合、当会社は、当該優先株式を取得するのと引換えに、当該優先株式 1 株につき、その払込金額相当額並びに当会社の純資産額及び発行済普通株式総数を踏まえて優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める算定方法に従って算出される数の当会社の普通株式を交付する

第 4 章 株 主 総 会

第 20 条（招集）

定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 カ月以内に招集し、臨時株主総会は必要があるときに随時これを招集する

第 21 条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年 7 月 31 日とする

第 22 条（招集権者及び議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集し、議長となる

取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる

第 23 条（株主総会参考書類等の電子提供措置）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする

- (2) 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる

第 24 条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う

- (2) 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う

第 25 条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる

但し、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない

第 26 条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する

第 27 条（種類株主総会）

種類株主総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う

- (2) 会社法第 324 条第 2 項の規定による決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その出席した株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う
- (3) 第 22 条、第 25 条及び第 26 条の規定は、種類株主総会について準用する

第 5 章 取締役及び取締役会

第 28 条（取締役会の設置）

当会社は取締役会を置く

第 29 条（取締役の員数）

当会社の取締役は、9 名以内とする

第 30 条（取締役の選任）

取締役は、株主総会の決議によって選任する

- (2) 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う
- (3) 取締役の選任決議は、累積投票によらない

第 31 条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする

第 32 条（代表取締役及び役付取締役）

代表取締役は、取締役会の決議によって選定する

- (2) 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する
- (3) 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、又必要に応じ、取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる

第 33 条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる

取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる

第 34 条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする

但し、緊急の場合は、この期間を短縮することができる

- (2) 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる

第 35 条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う

第 36 条（取締役会の決議の省略）

当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす

但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない

第 37 条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子署名する

第 38 条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による

第 39 条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める

第 40 条（責任免除）

当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる

- (2) 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする

第 6 章 監査役及び監査役会

第 41 条（監査役及び監査役会の設置）

当会社は監査役及び監査役会を置く

第 42 条（監査役の員数）

当会社の監査役は、4 名以内とする

第 43 条（監査役の選任）

監査役は、株主総会の決議によって選任する

- (2) 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う

第 44 条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする

- (2) 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする

第 45 条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する

第 46 条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする
但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる

- (2) 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる

第47条（監査役会の決議方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う

第48条（監査役会の議事録）

監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役が記名押印又は電子署名する

第49条（監査役会規則）

監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による

第50条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める

第51条（責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる

- (2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする

第7章 会計監査人

第52条（会計監査人の設置）

当社は会計監査人を置く

第53条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する

第54条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする

- (2) 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす

第55条（会計監査人の報酬）

会計監査人の報酬は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める

第8章 計 算

第56条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までとする

第57条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年7月31日とする

(2) 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる

第58条（中間配当）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年1月31日を基準日として中間配当をすることができる

第59条（配当金の除斥期間）

配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる

(2) 未払の配当金には利息はつけない

附 則

第1条（商号に関する経過措置）

(2024年7月23日をもって削除)

第2条（株主総会参考書類等の電子提供措置に関する経過措置）

定款第23条（株主総会参考書類等の電子提供措置）の新設は、当会社が振替株式（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式）を発行している会社となった日をもって効力が生じるものとし、その効力の発生日をもって、本条を削除する

昭和 38 年 8 月 12 日	制 定
昭和 38 年 11 月 1 日	一部改正
昭和 49 年 9 月 27 日	一部改正
昭和 51 年 9 月 27 日	一部改正
昭和 55 年 9 月 19 日	一部改正
昭和 58 年 9 月 27 日	一部改正
昭和 59 年 12 月 10 日	一部改正
平成 元年 10 月 28 日	一部改正
平成 3 年 10 月 29 日	一部改正
平成 6 年 10 月 28 日	一部改正
平成 14 年 10 月 30 日	一部改正
平成 15 年 10 月 30 日	一部改正
平成 18 年 10 月 25 日	一部改正
平成 21 年 7 月 29 日	一部改正
平成 22 年 10 月 28 日	一部改正
平成 23 年 10 月 26 日	一部改正
平成 24 年 10 月 26 日	一部改正
平成 30 年 10 月 26 日	一部改正
平成 30 年 12 月 1 日	一部改正
令和 元年 10 月 25 日	一部改正
令和 2 年 10 月 29 日	一部改正
令和 3 年 10 月 28 日	一部改正
令和 4 年 10 月 28 日	一部改正
令和 5 年 10 月 27 日	一部改正
令和 6 年 7 月 16 日	一部改正
令和 6 年 7 月 23 日	一部改正